○日本医科大学動物実験規程

（平成19年4月1日規程第2号）

改正

（目的）

第1条　この規程は、日本医科大学(以下「本学」という。)が行う生命科学の教育・研究における動物実験等の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「基準」という。)等に基づき、本学における動物実験等に関し遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、動物福祉上の観点からも適正な動物実験等の実施を促すことを目的とする。

（適用の範囲）

第2条　この規程は、本学において行われる哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類を用いる動物実験等に適用される。

2　哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うように努める。

（用語の定義）

第3条　この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(1)　動物実験等　動物を教育・試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。

(2)　機関の長　本学において、動物実験等の適正かつ安全な遂行に係わる統括責任者をいう。

(3)　動物実験施設　実験動物の飼育・管理及び動物実験等を行う施設・設備をいう。

(4)　実験動物　動物実験等のため、本学の施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物をいう。

(5)　動物実験計画　動物実験等を実施するため事前に立案する計画をいう。

(6)　動物実験実施者　動物実験等を実施する者をいう。

(7)　動物実験責任者　動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。

(8)　管理者　機関の長の下で、実験動物及び施設の管理を担当する者をいう。

(9)　実験動物管理者　管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

(10)　実験動物管理室長　各地区の管理者と連携をとり、これを統括する者をいう。

(11)　飼養者　実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12)　外来者　動物実験飼育関連施設へ立ち入る外部の者(動物搬入業者、動物死体処理業者、施設及び設備の点検や修理担当業者、許可を得た見学者等)をいう。

(学長の責務)

第4条　日本医科大学長(以下「学長」という。)は、機関の長として、本学において行う全ての動物実験等の実施に関する最終的な責任を負う。

(委員会の設置)

第5条　学長は、動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2　委員会の円滑なる運営を図るため、委員会運営細則を別に定める。

(学内規定の整備)

第6条　動物実験等に当たり、実験動物の飼育施設、飼養保管及び動物実験に関する細則を別に定める。

(動物実験計画の承認等)

第7条　学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者(以下「責任者」という。)に動物実験計画を申請させるものとする。

2　学長は、申請された動物実験計画実施について、委員会に諮問し、その結果を受け当該計画を承認又は却下する。

(動物実験計画の実施の結果等)

第8条　学長は、動物実験等の終了後、責任者に動物実験計画の実施結果を報告させるものとする。

2　学長は、前項の報告内容を委員会に諮り、必要に応じ、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

(教育訓練等の実施)

第9条　学長は、動物実験実施者及び飼養者(以下「動物実験実施者等」という。)に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者等の質的向上を図るために、委員会に諮り、必要な措置を講ずるものとする。

(自己点検・評価及び検証)

第10条　学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に法、基本指針、基準等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施すると共に、当該点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報の公開)

第11条　学長は、前条に基づく点検及び評価の結果について、年1回程度、適切な手段により公開するものとする。

（動物実験等の実施）

第 12 条　責任者及び動物実験実施者の資格を得るためには、動物実験等に必要な知識の修得を目的とした教育訓練を受講し、学長の承認を得るものとする。

2　責任者は、動物実験計画書を作成し、学長に申請する。

3　責任者は、動物実験等の承認を得られた後、動物実験を開始し、動物実験終了後、学長に動物実験計画実施結果について報告する。

（科学的合理性の確保）

第 13 条　責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性及び動物実験等の倫理性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施する。

(1)　代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する等により実験動物を適切に利用することに配慮する。

(2)　実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくする。この場合において、動物実験等の目的に適した、より下等な実験動物種の選定、動物実験等の成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する。

(3)　苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法、基本指針及び基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。苦痛についての判断は、必要な場合、委員会あるいは専門家の判断を求めるものとする。

（動物の飼養及び保管）

第 14 条　実験動物の飼養及び保管は、基準に従う他、飼養環境の微生物制御など科学的観点から動物実験等に必要な飼養及び保管方法を踏まえて適切に行う。

（施設・設備の整備）

第 15 条　学長は、教育・研究上の必要性に即した動物実験等が適正かつ円滑に実施されるために必要な動物実験等の場及び飼育施設の整備に努め、施設・設備の管理運営に必要な施設管理者、飼育技術者等を充実して組織体制の整備に努める。

（安全管理上特に注意を払う必要のある実験）

第 16 条　学長は、安全管理上特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次の事項に配慮し、動物実験実施者等の安全、動物及び実験施設内外の汚染防止に努める。

(1)　物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性がある動物実験等を実施する際には、本学放射性同位元素研究室安全委員会等の諸規定及び本学の施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者等の安全の確保及び健康の保持に特に注意を払う。

(2)　飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることがないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮する。

(3)　遺伝子組換え動物を用いる動物実験、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年6月2日法律第78号)で規定された生物を扱う等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、本学の施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物等の逸走防止等に関して特に注意を払う。

(4)　実験動物が逸走した際の捕獲方法等はあらかじめ定めることとし、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡すること。

2　動物実験施設以外での実験動物の飼育及び動物実験等の実施には学長への届出及び承認を必要とする。

(緊急時の措置)

第17条　管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

2　緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(改廃)

第18条　この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附　則

1　この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2　日本医科大学動物実験指針(昭和64年1月1日施行)は、これを廃止する。

附　則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。